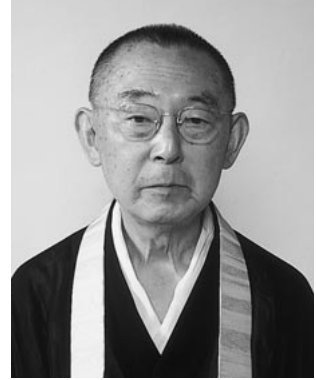


京 佛

新 年 号



京都府船井郡 大福光寺 重文 多宝塔



青蓮院門跡名譽門主

会 長 東伏見慈治

ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

各ご寺院におかれましてはご清栄のことと存じます。

さて、昨年は忌わしい事件や天災が相次ぎ、地球そのもの

が疲れ、病んでいる様相でした。行先の見えないイラク戦争、

巨大地震津波被害のインドネシアアチユ島、パキスタン大地

震、バリ島やロンドンのテロによる爆破なども記憶に新しい。

天災は間隔を狭め、人災はその陰湿さ、狂悪さを増す。

我々は地球と共に有り、生きとし生けるものの中に有る。

目先の事にとらわれず、百年、二百年先の視野に立って、

今何をしなければならぬかを見極めなければならない。

外国へ出て、帰って来た人々の多くは口をそろえてこのよ

うに言う。

「広島、長崎のことは世界中の人々が知っている。日本に

期待されているものは軍事力ではない。平和への真の貢献だ。」

積尊の声が、今の為政者に届くことを願うばかりです。

理事長報告

把手共行

はしゅきょうこう

臨濟宗相国寺派管長

理事長 有馬 頼 底



新年となり、各寺院をはじめ皆様におかれましては益々御清祥の御事と存じます。

さて、平成十七年も十六年同様の異常気象の年でした。目まぐるしい人類のサイクルに自然が合わせはじめているようです。これは実は危険な兆候です。人が自然に合わせてゆくべきことが逆になってきているのです。世界各地で被害にあわれている方々、どうか困難に負けず、強く生きていただきたいと願っております。

そうした中、当会としての活動も多方面に渡っておりますが、一昨年末より取りくんでおります、インドムンバイのハンセン病の方々の支援活動も順調に行われており、パキスタン大地震への義援金やベトナムの失明予防の為の支援も新たに行う予定であります。

また、第十四回大墨蹟全国巡回展は、盛岡市にて開催され、大盛況となり、ご当地の福祉にも支援ができました。私は墨蹟展のたびに講演をさせていただきまます。日本全国各地へ向かう

時ほど、うれしいことはございません。地方のすばらしさ、人の暖かさが直に伝わるからです。どれだけ忙しくても本年もがんばって出かけたかと思っております。

そして例年の音舞台も仁和寺の開催となりました。国宝金堂前での初めての試みは大成功でありました。この催しも寺院がかつてあった奉納の歌舞音曲を現代にと考え、実施しておるのでありますが、仁和寺で十八回となりました。当所めずらしかったこうした催しも今では全国各地で見られるようになりました。よいことと思います。

同様に当会がお声をかけ、行政、会議所等が力を合わせ実施した東山「花灯路」事業も寺社の協力を得て、三回を数えるに到りました。昨年十二月には、新たに嵐山「花灯路」が実施されやはり冬場に多くの観光客を呼び成功したようであります。

一方で、国家と宗教の観点から見ますと、仲々油断出来ない状況にあると言えるようです。宗教法人法改正以降、現在に到

るまで、宗教教育の問題、公益法人の制度改革と宗教法人への影響、憲法改正論議、政教分離の緩和論議等、宗教に係わる問題は山積です。私は昨年末、金閣寺を訪れたブッシュ米国大統領を小泉首相と一緒にご案内しました。金閣一層目の脇の舟場でローラ夫人も交えて、ひとときゆっくりとした時間をもちました。「ここは平和だ」と言うブッシュ大統領に私は思わず言いました。「世界中が平和でなければなりません。」と。大統領はしばらく下を向いた後、頭を上げ、大きく頷かれました。

雲一つない静かな早朝の金閣で私は命の尊さを今、痛切に感じているのは、今この目の前の世界中から注目を浴びているブッシュ大統領に他ならないんだと確信したのです。私は多くの方々と手と手をとって平和の為に共に歩もうと力強く思っております。(把手共行)、そして世界中の人々が地球のように円(マ)になり、戦争のない世界を導かなければなりません。その為の心の支えとして、禪宗ではよくこの

○(円相)を書きます。

○(円相(えんそう))

円相は字なのか、それとも絵なのかとよく言われます。分類上から言えば絵になるのかもしれません、しかしそういう区分はどうでもよいことです。

空・風・火・水・地といつて、世界を構成している五つの要素があります。この五つの要素を

一筆で書くと円になると言います。宇宙全体の姿、世界の究極

の形を最も簡略に描くと円になるというのです。しかしここではそういう学問的な詮索(せんさく)はさておいて、もっと身近なところからこの円というものを考えてみたいと思います。

円(まる)い豆腐も切りようで四角、という言葉があります、人間どうも角(かど)ばつ



たらいけません。特にお茶の世界では、どういふものか、ついつい角が立ってきます。流儀がどうの、道具がどうの、点前がどうのと、まことにうるさいことを言います。お茶は「和敬静寂(わけいせいじやく)」をモットーとしていながら、現実にはそれとはほど遠い角ばった世界となつています。

それはなぜでしょうか。人間には自我心というものがありません。私が、おれが、という「我」が出てくると、どうしても角が立ちます。自分と他人とを区別して、自分を対立させてしまいます。しかし、突き詰めて考えれば、もともと対立などないのです。ないものを無理やりこしらえて、自分を区別して、自分はこうだ、他人はあだというふうに、おれの我見に固執するから、角が立つのです。ですから、そういう角をだんだんとり除いていくと、結局は、いままでなぜ争っていたのか、どうしてあんなに張り合っていたのか、わがわがなくなり、それが人間が円くなる(円満になる)

ということなのです。

ところで、この円相を、お茶ではよく追善(ついぜん)などに使います。それはいわゆる墓地の卒塔婆(そとば)、つまり五輪の塔が空・風・火・水・地をあらわしており、その卒塔婆の形を集約したものが円相である、したがって円相を仏事、法要に使うということになってきたのだと思いますが、しかし本来の意味からすれば、円相を仏事、法要に限ってしまうことは感心しません。むしろ逆に、もっとおめでたい、喜ばしい席にどんなに使っていただきたい。そして円相を拝見して、その円相の境地になってほしいと思うのです。どこにも切れ目のない円い世界、そういうものを目指して、福德円満な人格になっていかなければならないと思うのです。

今年の勅題は「笑」です。夢と希望をもって、全てを笑に出来る年でありたいと切に願う次第です。

合掌

新たな<宗教>の形としての 『臨床』回帰

京都府立大学文学部講師

川瀬 貴也



「先生、結局宗教って一体何なんですか」

私は大学で宗教学を講じているが、このような根本的な疑問をぶつけてくる学生が、一学年に一人はいる。「宗教の定義は宗教学者の数だけある」という宗教学界内だけで通じる冗談を言っても仕方がない。最近の私は、

このような疑問に対しては、「機能主義的な宗教定義」を言ってみて納得してもらおうことが多い。即ち「宗教とはどのような役割を果たすものか（What religion does）、逆にどのような役目を果たすものを（宗教）と呼ぶことができるか」ということを中心に据えた定義である。この手の定義で有名なのは、社会学者デュルケームの「社会の紐帯の役目を果たす」とする機能論と、神学者パウル・ティリツヒの「宗教とはその人の窮極的関心 ultimate concern」という実存的な定義であろう。僕もティリツヒの響みに倣い、その人（その集団）の生きる指針や考え方の基礎フレームとしての役割を果たすものをとりあえず「宗教」

と呼んでいいのではないかと説明している。別にこのような考え方は目新しいものではなく、宗教学ではごくありふれた考え方である。一見宗教とは見えないものに「宗教性」を見出すのが、昨今の宗教学界の方向性である、といっても良い。

実は衰えているのは既成宗教であって、そこかしこに「見えない宗教」が存在しているのではないかと、というのは数十年前から指摘されていることである（トーマス・ルックマン『見えない宗教』ヨルダン社、一九七六年）。

では現代社会において一見宗教とは見られないが、かつての宗教の「役割」を果たしている最たるものは何か、と考えたとき、私はそれは心理学、もつと言えばカウンセリングを中心とした心理療法ではないかとの見解を持っている。つまり宗教が歴史上担っていたある役割を心理学（的言説）や心理療法が代表するような「セラピー文化」が補完している状況があるのでないだろうか。もつといえ、当の宗教にも、心理療法的な言

説が流れ込んでいる状況があるのではないだろうか。事実、特に新宗教や新霊性運動には、個人の心のあり方をただ教説、即ち「心なおし」が広く見られることはつとに指摘されてきた（島蘭進『精神世界のゆくえ』東京堂出版、一九九六年）。

さて宗教と心理療法の共通点だが、共に「心」を扱うもの、という点がすぐに思い浮かぶ。使う言葉は違えど、心を扱い、そしてその安定を目的（もしくは結果・効果）としているところも共通していると見えるだろう。しかしその大きな違いは、心理療法はあくまで「人間」が主体である、ということである。心理療法は、人間が己、もしくは他者の心を扱うことができるという信念が背景にあって、心をコントロールする「技法」として、この百年ほどの間に発達してきた。「神は死んだ」とニーチェが叫んだのもちようど一世紀前。身も心も委ねるべき神を捨てて、人間は自分をコントロールする時代に突入した。このような時代に心理療法が台頭す

るのは理の必然である。

近年、このような社会状況を指す語として、「心理学化する社会」(psychologized society)という用語も聞かれる。これは、教育、福祉、家庭など社会の様々な局面や領域で、心理療法の技法が利用されるようになり、文化の中で心理療法的言説の比重が大きくなっているということを示している(斎藤環『心理学化する社会』PHP出版、二〇〇三年)。例を挙げれば、学校の教師、家庭の主婦、特に牧師などの聖職者が、状況を改善する技法として、セラピー的な知へ接近するような事態である。初等教育でその必要性が叫ばれている「心の教育」(具体的には「心のノート」や愛国・道徳教育を盛り込む方向での教育基本法改訂の動き)も、この「心理学化する社会」を表す格好の実例であろう。そしてこうした心理療法的言説が、一種のイデオロギーとして、あるいは権力として機能し始めていることも問題視されている(育児における「三歳児神話」などもその一つで

であろう)。

また、心理療法と深く関わる概念で、「癒し(healing)」という言葉もすっかり定着した。「癒し」の音楽」やら、アロマテラピーなど、雑誌の軽い話題として取り上げられることも多い。整体や足裏マッサージやエステサロンも、もしかしたら「癒し」の範疇に入るかも知れない。この京都も「癒し」もしくは「和み」の街として雑誌に取りあげられる。この言葉は、日々のストレスや人間関係における傷つきを和らげてくれるという意味合いで使われることが多いが、これは実は古来より宗教が取り組んできたことでもある。数々の宗教は「病氣治し」という「癒しの業」を中心に活動してきた。イエスの治病の奇跡物語や、新宗教の病氣なおしなど、宗教と病氣(つまりはその癒し)は切っても切れない関係にある。古典的な「貧病争」理論は新々宗教の台頭などの状況を鑑み修正が必要であろうが、病氣が入信の理由の上位を占める状況は昔も今も変わらないし、これか

らもそうであろう。現在ではそこに、(ある部分意図的に)宗教色を薄めた各種の心理療法や身体技法が関わってきている。制度的宗教の形態ではなく、文化現象として、かつて宗教が担っていた「癒し」の技法が広く大衆化したのが現代社会である、と言いつても良からう。まためるなら、現代社会で欠けがちな親密さへの欲望というものが、新宗教やセラピー文化への傾斜の根本理由となり、現代社会は実は我々が思っている以上に「宗教性」の横溢する状況になっているのではないかと私は考えている。

さて、このところ、大学生(受験生)の心理学に対する興味や関心が著しいのはよく知られたことであり、特に臨床心理学を学べると謳った大学や学部は倍率も、少子化時代にも拘わらず、低下する傾向はない。また、多くの仏教系の宗立大学も、臨床心理学や福祉、医療方面の学科や教育に力を入れつつあり、このような学科は志願者状況も比較的芳しいと聞く。僕などは

このような傾向から、ある種の「宗教回帰現象」を読み取ることも可能だと考えている。現代社会においては、既成宗教の影響力が減少しているように見えても、心理療法の隆盛を見ても判るように、「ケア」に対する要求が減ったと言うことは決してない。そして既成宗教側も、例えば医療現場における「宗教」の再活性化(ホスピスやビハラ・ケア)など、新たな活躍の場を模索し、成功している。なお、收拾のつかない「生命倫理」の問題(例えば脳死・臓器移植問題や、ES細胞問題など)に関しても、最新の科学の進歩に引きずられる機会主義的な理屈よりも、却って一見昔からの考えを保持している「宗教」の指し示す方針が参照軸になる可能性がこれからもあると思う。

まとめるなら、近年の大学受験生の臨床系志向は、「失われた宗教的なるもの」を求める一種の宗教回帰現象であり、また宗教はまさに臨床の現場において再び賦活され、召喚されるような気がしてならない。

国際文化観光都市“京都” 世界の模範となれるか

メディア・コーディネーター 門脇邦夫



景観問題から15年と将来への展望

戦後60年の時が流れ、今一度私達京都市民が思い起こすことがあります。

倉敷の美観地区はその懐かしい蔵と運河の景観のゆえに沢山の観光客が訪れます。これが香川県の豊島醜聞地区であれば、観光客もまばらです。もともと観光客も数が多ければよいと言うものではありません。京都市の主要部分を美観地区に指定して、良い都市景観を保ち、お帰りの満足感で喜んでいただける町への提言です。今から取り組んでも10年はおかかると思いますが、世界に誇れる町にするには行動あるのみです。

京都はあまりにも広く、無頓着に大きくなってきました。今日、人々の意識も変化しております。変化する社会に適合して、東海道新幹線も禁煙車が1両の時代から今では禁煙車が12両です。間接喫煙が苦手な人も多いのです。

車で関西空港より南インター

から京都に入ると、有名なラブホテル群の洗礼を受けて、国道1号線と河原町通の一部のどきつい看板が目に入ります。これが現在の京都の第一印象です。そして途中に、東寺の五重塔を見ると京都らしさが現れ、やつと心が落ち着きます。

京都は山紫水明の町と昔から言われています。そして、京都を手本に全国に小京都という町作りが行われてきました。薨の波の屋根が美しい町、向う三軒両隣共同社会で、言わなくともお互いに調和した町屋を造成した時代から近代社会に移り、土地の値段も高くなり多府県からの移住者も多くなり、中層階マンションに変遷しつつあります。

町屋の取り壊しが激しかった平成2年は、ニューヨーク・タイムズ誌に景観問題の記事が出て、週間雑誌タイムも取り上げて注目を浴びていた時でした。アメリカ南部のアトランタ・コンステイテューション紙の東京特派員ボブ・デイーンズ記者の通訳で京都市役所等を取材した

時に、京都ホテルの高さ規制60メートルの話から、京都が昭和20年5月には原子爆弾の第一投下地点であったことに話が派生しました。陸軍長官のヘンリーM・スチムソン氏がフィリピン総督の時に入洛し、伝統ある古都、文化都市『京都』に感銘を受け、戦時下であっても後世のために通常爆弾も含めて投下すべきでないとの進言がありました。彼の助言により京都は破壊から救われたのです。彼が京都に立ち寄りなかつたら、この町の運命は変わっていたかもしれせん。京都にスチムソン通りがあつても不思議ではありせん。

しかし、経済発展と時代の趨勢で古い建物は加速度的に減少していきました。一時期の目的が終わったので、日本のものは時代遅れで西洋のものは優れているという考えのもとに、次々と新しい家に建て替えられていきました。

デイーンズ氏は京都の景観について大変興味があり、旧市街

の町全体の景観について話をしました。町の発展のために、高さだけではなく、面を守るには、建物そのものの設計はもろろんのこと、搭屋の形や看板の大きさ、そして色彩についても考えなければならぬ。あれから15年、遅々として町全体の景観を守る運動は進んでおりません。

例えば看板の大きさは旧市内では、1メートル以内にするとか、屋外広告物にたいしても、形、色、デザイン等に京都にマッチしたものに限定するとか、全体構想やガイドラインもはっきりとしておりません。

数平米の大きな赤や黄色のけばけばしい色の看板が未だにあちこちで見受けられ、電柱の地中化に関しては、二条城、平安神宮や四条通りでは実現しておりますが、最近になりようやく八坂の塔や祇園花見小路等も美観地区になりました。もっともっと進めて欲しいものです。電柱が蜘蛛の巣のように醜聞な道路も中心地区に沢山残っております。なんとかならないもので

しょうか。カラー歩道も結構ですが、建物の形や看板も京都にふさわしいものに変えていけば、遅くとも10年もすれば、町並みの素晴らしい都市に再生されると思います。たとえば、看板の大きさを最大1平米で、色も原色は使わないといった提案ができます。アメリカのコロラド州

アスペンでは、看板の大きさや、建物の高さ、全体の景観も規制されております。海外視察へ行く人たちも、このアスペンやイギリスのコッツワールド地区の景観保全政策を見られていると推察いたします。京都でも鴨川の横には高層建築は立てられないようになっております。そして、一般的には45メートル以下の規制がかかっておりますが、景観問題の時、どちらかと言えば高さばかりが論議の中心となってきました。京都で問題提議された景観問題は地方都市でも改善がなされ、例えば埼玉県川越市も歴史的遺産である蔵造りを保存して町並み保全に努めており小江戸と言われています。

この件では国の内外でも町並み保存、景観に対する意識の向上につながりました。もっと前進するために私からの提言です。

新しい建物を建ててはいけな
いと言っているのではありません。
京都に来る観光客が古都の
社寺仏閣を訪れるのは、そこに
何か現代の建物がない安らぎを
求めるからだと思えます。ただ
し、多くの悩みをかかえている
現代社会において、建物や庭園
だけではなく、例えば、毎日曜
日に住人や観光客にも法話が聞
ける寺院を発表して手を差し延
べる試みはいかがでしょうか。
文化財の建物は現在、法律や当
事者の残そうという意識の変化
もあり、点として残っております。
これからはそれをもっと広
げて面として、門前町景観の保
存、特にある一角の歩道や、交
差点の醜聞な旗やのぼり電柱等
にはられたビラが多く交通の歩
行者通行の邪魔にもなり、美観
を害しており、違反広告物規制
を強化し、町と町屋保存のため
の税制の優遇も含めて取り組む

必要があると思えます。

国、京都市、市民団体、京都
仏教会もその中心的組織として
景観委員会を創設、都市景観に
マッチした建物の表彰等を行う
こと。公園都市 (Garden City)
としてシンガポールやパリのよ
うに御池通や堀川通にもっと観
光客が休めるベンチやゴミ箱の
増設や景観トイレを建設するこ
と。ベンチが沢山あるのは府立
植物園ぐらいのもので。京都
が世界の精神的中心に模範とし
て取り組むことは多いです。
Think globally and act locally.
地球的に考えその町で行動しま
しょう。清水寺の古い本堂や三
十三間堂仏像の素晴らしさはあ
りますが、将来にわたる長期的
な景観行動計画を立て、実行す
べき時だと思えます。名ばかり
の文化観光都市では仏を作って
魂いれず。世界遺産の文化都市
のお陰で京都は戦災から逃れた
のですから、もっと積極的に京
都市全体の美観を構築いたしま
しょう。

Naomi/Kunio 8th edition

仏教をとりまく社会情勢

浄土宗西山禅林寺派安養寺

理事 北川 隆 法



京都仏教会会員の皆様新年おめでとうございます。

現代社会は、先行き不透明な時代であるといわれ、多数の人々が自己の将来の人生に不安を感じている。それは、地球規模的なグローバル化した「環境・政治・経済・社会情勢・産業構造

の移転」、更に日本の急速な「少子高齢化」により、さまざまな状況変化による高福祉高負担など、日本社会全体を取りまく急

激な変化が、人々の不安な要因ベースになっていると思われる。

さらには、日本の精神文化、風俗伝統の基盤であった聖徳太子の「和のこころ」、「清きまき」、

近代では「和魂洋才」といわれてきた、人間として生き方の根本精神や民族のアイデンティティーや隣人への思いやりのこころが稀薄になり、仏教などによる

心の状態が風化しつつある。このように精神的支柱や道徳的基盤が弱体化しているところに根本的な日本社会の問題を抱えている。

またこの社会情勢は、上部構造に「政・官・経済界・一般社会」の「モラルハザード」背景があり、下部構造では、犯罪の多発・激悪化や青少年の日常茶飯事に起こる殺人事件も、このような社会情勢の内発要因がある。

「いのちの尊さ」のこころをうしなわしめ、その認識が稀薄化しているように考えられます。

「日本社会が核家族化することによって、家庭の中でも、これまでの生活文化と宗教及び価値観などを伝達しにくくなったことに、その原因が考えられます。」

① つまり仏教界においても、この核家族化が「家族の信仰」・「伝統文化（家、地域も含む）」の継承や、先祖代々墓の守りをしなければならぬとかの意識の喪失が伺える。いわゆる「宗教離れ」といわれる社会情勢があ

あつて、各寺院住職の身近な危

うな社会情勢の内発要因がある。

またこの社会情勢は、上部構造に「政・官・経済界・一般社会」の「モラルハザード」背景があり、下部構造では、犯罪の多発・激悪化や青少年の日常茶飯事に起こる殺人事件も、このような社会情勢の内発要因がある。

またこの社会情勢は、上部構造に「政・官・経済界・一般社会」の「モラルハザード」背景があり、下部構造では、犯罪の多発・激悪化や青少年の日常茶飯事に起こる殺人事件も、このような社会情勢の内発要因がある。

またこの社会情勢は、上部構造に「政・官・経済界・一般社会」の「モラルハザード」背景があり、下部構造では、犯罪の多発・激悪化や青少年の日常茶飯事に起こる殺人事件も、このような社会情勢の内発要因がある。

またこの社会情勢は、上部構造に「政・官・経済界・一般社会」の「モラルハザード」背景があり、下部構造では、犯罪の多発・激悪化や青少年の日常茶飯事に起こる殺人事件も、このような社会情勢の内発要因がある。

機感や課題を突きつけられています。以上が仏教をとりまく社会情勢の大まかな範疇ではないかと思えます。

それでは、社会の人々が仏教にこのころの救い、癒しを求めていないかという、そうではないと思えます。たとえば不特定

多数の人々においても、紅葉の季節に京都の風光明媚な名刹寺院・由緒ある寺院にあふれるがごとき人々が、毎年、何回でも拝観にやってきました。それは、紅葉の美しさだけに感嘆し、堪能し、拝観し終わるのではなく、その人々のこのころを癒してくれるもの、さらには、「堂塔伽藍」、「風景」の織り成す伝統文化と、

諸堂に祀られる御仏・諸菩薩を「おがみはいする」ひとびとと、みほとけ・諸菩薩の方(かた)より、「観」即ち「慈悲のまなざし」を頂くこと、その風景と一体となって人々のこのころを癒してくれるものだと思います。

そして京都に年間四千五百万人余の観光客が訪れるのは、つまり信仰の「バックボーン」となる、仏教の伝統文化(精神文化を含む)と、それを現代にいたるまで営々と築いてきた土壌がまだ内包し、生きて「癒し・信仰」のこのころを培養するものを持っている。

少し話題が変わるが、今や文壇の大御所といわれる五木寛之

の近著、「仏教のこのころ」に現代日本の世相を憂い、「私たち日本人の命の軽さ、このころの渴きは限界に達しつつあるかのようにおもわれます。この乾ききったこのころの荒野に清冽なオアシスの水を注ぎたい」②として、仏教の有意義性を「仏教の大事なところは、人々のこのころにかかわることではないかと私は思う。このころが変わる、このころを変える、このころが変わることで、からだも変わる、このころからだ

このころのルネサンスの役割と推進したいという実践のいきだと思えます。私の結論もこの論に変えたいと思えます。

おもわれます。この乾ききったこのころの荒野に清冽なオアシスの水を注ぎたい」②として、仏教の有意義性を「仏教の大事なところは、人々のこのころにかかわることではないかと私は思う。このころが変わる、このころを変える、このころが変わることで、

からだも変わる、このころからだ

らだも変わる、このころからだ

①「いのちを問う」

共著 高木慶子 145P、

2005年 ミネルヴァ書房

②「仏教のこのころ」

五木寛之著 9P、

2005年 講談社

③ 同 右 47P



宗教と政治検討委員会

公益法人制度改革の問題点について

—主にNPO法人・宗教法人との関係を中心として—

八月二十二日 会場・京都全日空ホテル

- | | |
|-----------------|------|
| 駒沢大学教授（宗教学） | 洗 建 |
| 大阪府立大学教授（税法学） | 田中 治 |
| NPO法人シーズ事務局長 | 松原 明 |
| 新宗教新聞編集長 | 廣橋 隆 |
| アジアボランティアセンター代表 | 平田 哲 |
| 鳥取県中部仏教会 | |
| 曹洞宗宗議会議員 | 中村見自 |
| 弁護士・真言宗豊山派泉福寺住職 | 岡田弘隆 |
| 京都仏教会常務理事 | 宮城泰年 |
| 京都仏教会理事 | 安井攸爾 |
| 司会 龍谷大学教授（社会学） | 田中 滋 |

（この座談会は別冊の『公益法人制度改革の問題点について』をダイジェストし再編集したものです）

長沢香静事務局長 「宗教と政治検討委員会」にご参加頂き有り難うございます。本日はまず最初にシーズの松原さんと大阪府立大学の田中治教授にお話をいただき、その後、龍谷大学の田中滋教授の司会で座談会に移らせて頂きます。

松原 「シーズ 市民活動を支える制度を作る会」の事務局長の松原です。公益法人制度改革に関して我々は、二〇〇三年にNPO法人を公益法人と一緒にまとめ、課税も強化しようという話が出たのに対し、反対運動を展開してきました。NPO法人を当面の公益法人改革からは切り離すよう努力をして、一応そういう結論になっているという段階です。しかし切り離されたとはいえ、公益法人制度改革の行方次第によっては、NPO法人のあり方自体も大きく影響を受けますし、他の公益に関わる法人も大きく影響を受ける。現在、公益法人制度改革に関してさまざまな情報を収集し、勉強会を開き、政府と折衝をしたりにしております。

ところで、今回の問題は法人制

度の部分と税制の部分に分かれます。現時点の政府方針は二〇〇四年十二月の閣議決定に法人制度の部分、二〇〇五年六月十七日に発表された政府税制調査会の報告に税制の部分が取りあげられております。

政府は、制度に関しては二階建ての構造に変えようという考えです。つまり、一階部分は公益性の有無に関係ない「非営利法人」として準則主義で簡単に作れるようにし、二階部分に公益性のある非営利法人の制度を設けるということです。

この一、二階の上り下りはどうするか。審議会方式で、民間の有識者からなる委員会を作つて、委員会が判断する。判断機関を設けるわけです。最終的判断は国の場合は大臣ですが、この機関は多分内閣府に置かれるので内閣総理大臣になるといふ噂です。各都道府県内だけで活動するものは、各都道府県に判断機関を置き、最終判断は都道府県知事がやることになる。

宗教法人は現在、改革の対象外ですが、仮にこれを宗教法人に当てはめれば、宗教法人自体は一階部分でしょう。そのなか

から二階に上がる、ということになるかと思ひます。NPO法人は当初、公益法人と一緒にして非営利法人をつくらうという話だったんですが、今はそのまま置いておこうということになっていきます。

なぜ公益性判断が必要かという点、問題は税の優遇制度です。ここからが、政府税調の非営利法人課税ワーキンググループが検討してきたことで、今年6月に発表された「新たな非営利法人に関する課税及び寄付金税制についての基本的考え方」は、制度改革から外れているNPO法人や宗教法人を含む、とんでもない内容なんです。

政府税制調査会の委員とも少し話しましたが、この税制改革の狙いは公益法人だけではないんです。商法改正では、新しい会社形態がいくつか出てきます。LLP(有限責任事業組合)など、そういうのも射程に含んでいます。

「基本的考え方」で注意すべきは「納税義務者」のところですね。「法人税は、事業の目的や利益分配の有無にかかわらず、収益および費用の私法上の実質的

な帰属主体である事業体とその納税義務者とされる」とありま

すね。法人税は個人が法人から配当を受ける、その個人所得税の取り、もしくは個人所得税の延長というのが法人税のそもそ

の原則で、法人擬制説といわれます。それに対して、法人は法人として主体があるから、それに課税していいんだという法人実在説もある。しかし、現在の日本の法人税法は法人擬制説の上に立っている。宗教法人と学校法人、NPO法人、公益法人は非営利で、利益を分配しません。分配される利益がないわけですから、課税する対象もないわけですね、擬制説によれば。

「基本的考え方」は、それを抜本的にやり直そうというのが大骨子です。財務省の人に聞くと、「われわれは実在説も擬制説も採らない。お金が溜まったところに課税するんだ」と言う。

「納税義務者」についての説明はそういうことを言っているわけです。これはいわば「お金実在説」です。これは営利法人も非営利法人も同じという考えです。この考えをもっと延長して

ゆくと、人格なき社団、つまり法人登録しなくても、単にサークルとかグループを作って、そこにお金の溜まりがでたら課税対象になる。これはかなりの大きなインパクトをもっている内容だと思ひます。

次に「課税上の取扱い」に関しては、公益性を有する非営利法人は基本的にすべての収益を非課税にする。ただし営利法人と競合関係にある収益事業のみに課税する―これは現在と基本的に考え方は同じです。二階に上げれば、今と同じということ

です。「特別法に基づく非営利法人等」、つまり宗教法人やNPO法人などの課税については「当面、現行の扱いをする」「ただし、公益法人等に共通する課税の見直しとは整合性を図る」という。この「ただし」が問題ですね。

公益法人等の課税とされるべき収益事業(33種)の範囲を拡大し、収益事業の税率もできる限り営利法人並みに近づけるか、同等の税率にすることを目ざすとなっています。これは全体の整合性の問題になります。みなし寄付金と金融追加税は、

議論を先送りにしようという流れになつていますが、いずれにしろ、「公益法人等」の地位に関しては、そのまましておくが、課税の範囲を広め、課税率も高くしようという方針がいま出ているんです。

「二階」に上がった公益非営利法人は寄付金税制でも優遇されませんが、三年か四年かに一回審査して、公益性を失ったと判断されれば、「一階」へ落ちてもらう。役所から見ると公益性がないと判断されれば、落ちる先は公益非営利法人ではありません。営利法人と同等の課税をする。その他の「非営利法人」にドスンと落ちてしまう。これは結構厳しいことになるわけです。それから人格なき社団も下手をする、この辺に位置づけられる可能性がある。

いずれにせよ、団体にはすべて課税していかうという話がなされていて、NPO法人や宗教法人も、この先どうなるかわからない。将来的な大増税の布石ではないか、と私は思っています。

田中治 松原さんのお話にな

るべく重ならないよう、『京佛』夏季号にも書いた三つの点に関して話をさせて頂きたい、と思います。一つは公益法人が本来の活動をして剰余金が生じた場合、なぜそれが非課税になっているのか。第二は、この原則非課税を改めて原則課税とした上で、免税制度を導入することの問題点。第三に、今回の改革の論理が「公益性」「免税」そして「統制強化」の三つで組み立てられていることへの疑問です。

第一に、公益法人の本来の事業は、法人税課税の論理から当然に非課税だと考えております。

例えば株式会社は出資者が自分の利益のために出資し、会社に儲けをあげてもらって、その利益の配当を受けるというシステムです。仮に、株主二人でつくられている会社で儲けが一千万あり、株主二人で五百万ずつ山分けするならば、個人に山分けされた段階で課税すればいいだけの話で、その論理からすれば、法人税などが必要がない。では、なぜ法人税があるかというのと、すべての株主が善良で、配当をきちつと申告するとは限らない。だから、取り合えず個人にかけ

る税金の取りはぐれがないよう一定程度のものを前取りしておく。それが法人税の存在理由です。

しかし、公益法人やNPO法人、宗教法人などは剰余金があったとしても、個人に分配することはおよそありません。分配がなければ、課税の対象となるものもない。だから、課税したくてもできない。ただそれだけの話で、優遇でも特典でもない。課税の論理から極めて当たり前の話です。

ただし、アメリカは日本などと違って法人実在説を採っており、あたかも生身の人間と同様に法人自身が経済力を持ち、活動するというふうにも考えます。累進税率も適用している。一方で、アメリカは非常にインセンティブを重んじ、税制上の特典として公益を行う団体に対して免税することになっています。公益の活動をする限りにおいて税金を免じるのであって、例えば宗教法人が政治活動に手を染めるということになったら、免税措置を取り消します。

政府税調の議論も、実はこうしたアメリカ的制度を導入しよ

うという狙いだと考えられる。個人も法人も剰余金が出れば原則課税にしたい、ということでしょう。ただ、その本音を正面から言っていないので、よく分からない議論になる。「日本の法人税の原理を根底から覆す」といういちばん肝心なことをはっきり言わないで、論を立てているわけです。

収益、費用、剰余金、納税義務といった議論は一見、原理的には当たり前のことのようにだが、なぜ法人税を取るのかという当然クリアすべき議論をすつとばした官僚の作文に過ぎません。

これの原形となる閣議決定には「法人は、普遍的な国民の納税義務の下で、一般的に納税義務が課せられており」とあります。

私はこれを見て驚愕した。重ねて言いますが、日本の法人税とは、法人が儲けをあげて配当として株主に配る、そこで課せられる個人所得税の前取りとして便宜的に作った技術的な制度です。にもかかわらず、閣議決定の文言の中にこんなことを麗々と書いている。これはおかしい。法人税の原則をそもそも

理解していないし、法人税の原則を覆すなら覆すということ、まず正面から問うべきです。

第二の非課税と免税の違いですが、「免税」はあくまでも特典であり、そこからさらにいくつかの問題が生じてまいります。その特典を与えるものを誰がどういう基準で選定するのか？ 公益性があるものを選定するというなら、では「公益性」とはなにか？

私は恐らく「公益性」判断の決め手はないと思います。例えば、営利ではあっても、株式会社社の活動に公益性はないのか？ 私はあると思います。いい商品を作り、いいサービスを行ない、それで世の中の人々の生活が向上するというのは、非常に結構なことです。それに公益性はあるんじゃないでしょうか。つまり、公益性の有無は課税の決め手にはならない。税金の支払い能力がそこにあるかどうかであって、しかも最終的に個人が自由に使えるところまで下りてきたお金に対し課税するというのが、もともとの発想です。

昭和二十五年のシャープ税制以前は公益法人に対する課税は

一切ありませんでした。利益分配がないからという理由です。新しい税制をスタートさせる時に、シャープはアメリカと同じように、公共性の有無を個別審査をして免税資格を与えようということを提案したんです。ところが、議論して検討した結果、それは無理だということになった。二十五年時点では断念したが、五十五年経った現段階では技術的に可能になったということはないと思います。

それに関連して、宗教法人に関して免税の問題点をもう一つ指摘するなら、宗教法人に免税制度で特典を与えること自体、憲法違反になると思うんです。憲法はいかなる宗教団体も国から特権を受けてはならないとしています。憲法に抵触しないようにすると、宗教法人だけは免税対象外、つまり課税しなければならぬ。これはどう考えても変な話で、法のもとでの平等という観点でもおかしい。

最後に、私はいまの公益法人改革について「三点セット」ということを指摘しています。公益性、免税、規制強化です。この三つがセットになって、議論

が組み立てられている。あなたは公益性のあるものとして税金の上で特典を受けているんだから、法人の情報はずべて外部に開示しなさい、あるいは外部からの外部監査をもっと入れるようにしなさい、ということですが、これによって、国家の考える公共性という形で、一種の国家統制が進んでいくだろうと思っています。

もっと大きな視点でいいますと、いま進められているのは単なる税制の問題を超えたことです。あるいは、税制のみに関して言いますと、一九八〇年代ぐらいから滔々と続いている新自由主義、新保守主義の流れの中で公益法人制度改革も進んでいる。

一方で、日本はいま非常に大きな公債を抱えている。税金の論理なんていうのは後から学者が勝手に考える、とても言わんばかりです。できるだけ早い段階で、金が溜まっていく所から確実に税金として掴まえようというような考え方を感ずります。

「民間の担う公共」などという理念も掲げられています、本当にそうなのか。かつて、

が担ってきたものを、よく言えば民間の積極性に委ねる、悪く言うと、いままでも「公」が担ってきたものを責任放棄する、その両面がやはりある。その流れを見極めた上で、税制改革等を含めた公益法人制度改革をしっかりと議論すべきでしょう。

田中滋 廣橋さんに最近の政府の動きについて何か。

廣橋 この公益法人制度改革も小泉流の郵政改革と連動して考えた方がいいと私は思います。「小泉流」と言われているけれども、お役人が積み上げてきたものに小泉さんが乗っかって「小泉流」を演出している。小さな政府とかに向かってはなくて官益の拡大を考えている行政改革じゃないのか。国立大学の独立行政法人化がいい例で、文部科学省の見えない省益になっていつている。

公益法人制度改革でも結局ほとんどお役人の仕事を増やしていく、あるいは権限を殖やしていく方向です。有識者懇談会では、非営利法人の制度は二階建てだったんですが、税調は実は三

階建にしちゃってるんです。チエックの入れる構造が一つだったのを、二つ作ろうとしているんじゃないか、と言われているんです。

田中滋 公益性が一体客観的に認知することができるのか。誰が認識するのかという問題は非常に大きいですね。松原さんはどうお考えですか？

松原 一体なぜ「公益性」なのか？ 公益法人制度改革で公益性を議論するのは、公益性のある団体になんらかの優遇措置を加えようとするからです。そうでなければ別に公益性など認定しなくてもいい。ここが大前提です。

私の考えは公益多元主義で、さまざまな公益があるから、定義は難しい。公益性という根拠で寄付金控除の優遇を与えるのはかまわないけれど、優遇根拠となる公益性として、つまり多元的な公益性の一部分として定義するのは可能だろうという程度のものであって、公益性全体を定義できるとは思いません。

中村 公益性を定義するのは非常に難しい、というのは全くその通りだろうと思います。し

かし一方で、実際には情報開示とか不特定多数のための利益など、常識的な「公益性」の条件というのは列挙されてくるんだろうと思います。

そこで危惧するのは、常識的な公益性条件をクリアできるのは大教団だけじゃないか、ということなんです。田舎の小さな宗教法人は、そういう話になると全滅だと私は考えております。ですからこの議論を始めると、実は大教団の視点と弱小な地方寺院の問題は全く違うものがある。それが果たして政府側で考慮されるのか、強く懸念しているわけです。

平田 宗教はまず私個人が信じるか信じないかというところから出発している。それがたまたま宗教集団として法人をもつようになった。それを国家が認めるか認めないか、そんなことはどうでもいい。そこからスタートしたら、これはそんなに問題にならないんです。宗教は営利目的の団体ではないということとはつきりしている。もし収益事業をやるなら、税金を当然払ったらいんです。

田中滋 洗先生のご意見は。

洗 そうですね、従来通り非営利だから非課税だという線がずっと貫かれるんだったら、本当にいまおっしゃった通り何の問題もないんですよ。ところが非営利であろうがなからうが原則は課税とし、公益性のあるものだけ特典として免税にする。公益性についてはどこかのところが判断をしようという。宗教法人法の母体の民法三十四条が改正され、やがて全体の整合性を求める形になりますから、いずれこの問題は宗教法人にも及んでくることになる。

いずれにせよ、「宗教の公益性は？」というのは非常に馬鹿げた議論ですね。世俗社会とは異なった価値を提示するところに宗教の特性があるとすれば、世俗社会でごくごく普通に考えられる公益性のイメージを宗教に適用することは全く無茶なことなんです。

また、田中先生はおっしゃるように、免税という特典を与えることは憲法二十条に抵触するわけですね、宗教に関しては。宗教団体は公益性の有無にかかわらず、全部課税対象にするという考え方もでてくることにな

るのかもしれない。しかし、世界的に見ても宗教課税している国なんて考えられませんし、そんなことにはならないでしょう。

むしろ、「宗教団体は公益的でなければならぬ」というような議論がどんどん出てくることに危険性を感じます。行政が宗教団体に対して公益性を求め、指導や監督をどんどん拡大し、国家が宗教に対して介入していく口実になっていく恐れがある。かつて日本は、宗教団体を国家の監督の下におく制度で、国家が宗教団体に介入する根拠は「国体」の概念だったですね。「国体」の代わりに、現代の日本人に受け入れられやすい「公益」をキーワードとして宗教管理が始まることを恐れます。そうなると、もう宗教の自由というようなものはほとんど壊滅状態になってしまいます。

田中滋 松原さんが公益性の多元主義とおっしゃったことに關して、田中さんはどう考えられますか。

田中治 私も同感で、公益性は一義的に定義はできないだろうと思うし、どういう概念をつ

くるにしても、松原さんがおっしゃったように、ある実践的な意図と結びついていると思うんですね。

そのうえで、中村さんが提起された問題に関して言えば、宗教団体や宗教活動には公益性がある、と一般的にいえばいいんです。宗教団体の「公益性条件」論は有害無益だというのが私の意見です。

平田 信仰に内実があれば、それは証として社会にはつきりと表現される。特に宗教集団になると、社会にどう貢献しているか、国際的にどう貢献するかという問題がどうしても出てくる。そういう意味から、公益性というのはあるんです。ところが、社会を害するような宗教が出てきたりするから国家が介入してくる。だから本来の宗教が社会的にどう貢献しているかということを明確にさせながら、公益性をもっと主張せねばいけません。

洗 社会貢献をしている宗教団体が沢山ある。それはそれで結構なことだと思いますが、世間の常識からは公益的でないと思われるような宗教団体もあり

ます。だからといって、変な宗教団体だから規制せよ、と考えるべきではないと思います。『本當の宗教』と『偽物の宗教』というような分け方は、個人がそういう判断基準をもつのはかまいませんが、国家に関わるところがそういう判断基準をもつと非常に危険なことになる。

田中滋 NPOの立場は、公益性の議論に乗るのか、それに乗らないで議論しようとするのか、どうですか？

松原 洗先生に全く同感で、NPOも理解されない活動は多いわけですね。私の知人は一九七〇年代にリサイクル活動をやっていたら非国民と言われた。大量生産、大量消費が美德の時代でしたからね。一昔前にドメスティック・バイオレンスの話をしたら、家庭内の問題になぜ社会が干渉しなければいけないんだと逆に批判されたでしょう。そんな活動をやってきたのがNPOです。

市民活動をやっていく時にも、公益性の議論というのは非常に危険なんです。将来どう変わってゆくか分からない世の中、いまは評価が定まらないものに対応

して、国家がこれを枠にはめてしまおう。公益性がある、とされたものは活動を促進されますが、ないとされたものは逆に抑制されていく。そういうことは基本的にはない方が市民活動は伸びていくでしょう。

税制優遇措置などはそれが必要になった時、ある活動を取りだして、あとから「それには公益性がある」と理屈を付けければいい。つまり寄付のほしい法人だけに措置を考える。それなら寄付控除優遇がなくても別に公益性とは関係がないわけです。シーズとしては、基本的には今回の公益法人制度改革の基本的構造において、「公益性」というもので括り出すことが問題だと思っています。一階構造自体を原則課税にするということは大きな問題ですから、これを問題にしなければならぬと考えています。

政府税調の「基本的考え方」では、団体が本来的にも納税義務者とされている。これは団体たるものに対する課税の考え方を根本から変えるものです。それもまたもに国会等で議論するのではなしに、コソッと変えて

いくという、これが問題です。まっとうな議論が行われるべきですよ。

しかし、もっと怖いのは、「収益及び費用」という企業会計の言葉を非営利法人について全く定義せず使っていることです。これは非常にリスクが大きい。寄付、お布施をもらって儲けているんだという雰囲気をどんどん助長することに繋がりがねないわけですね。こういう意味で「収益及び費用」という言葉を使い、その実質的な帰属主体に課税していくという考え方は非常に危険な考え方です。

田中治 団体が全て税金の支払い能力をもつものとして課税するという論理を大企業にも貫くことになると、大きな企業ほど累進税率で沢山法人税を払ってもらわなければならない。しかし、これは政府は口が裂けても言わない。国際競争力を妨げるといふことで、この十年来、法人税の税率を下げ、とりわけ大企業に対する税負担をずっと下げてきた。十年前までは法人税収が一番多かったが、いまでは法人税を上回って所得税の方が多くなっているんですよ。

政府税調が日本の法人税制をどう考えるか、企業に対する税制をどうするというようなことを一言も触れないのは、非常にアンフェアだと思うんですね。そういうアンフェアなやり方で、一体何をしようとしているのか？ 結局は免税を餌にして、公益法人等に対する統制を強め、一定の方向性を与えようという狙いがあるのでないか。税収を上げようという発想だけでは必ずしもないんじゃないかという印象を持ちます。

松原 今の田中さんの意見には大賛成なんです。理屈と現実のうち、私は現実の話を少ししておこうと思います。地方法人課税にも新しい考え方が打ち出されています。今回の改革案では、「法人住民税均等割については、『公益性を有する非営利法人』が収益事業を行わない場合は最低税率により、また法人が収益事業を行う場合は法人の規模に応じて課税することとする」とあります。ここで「法人の規模」という言葉が新たに入ってきます。いま総務省が進めているのは法人住民税と法人事業税に対する外形標準課税です。外

形標準課税は、要するに所得に比例しないで課税を強化するということで、その大きなポイントには資本金の大きさです。ところが非営利法人は資本金がないんですね。だから大丈夫だと思っていたら、いま総務省は非営利法人に関して、基本財産をもつて資本金とみなすという考え方を進めようとしている。資産があれば担税力はある、応益負担はあるべきだろうということ、地方法人税をそういう形にしてゆこうというのが総務省の考えです。これはあまり知られてない。ほとんど誰も注目してないんですけれども、そう読むんです、この意味は。だから、お寺とか土地をもっている：

田中滋 境内地にも課税が？

松原 そうなんです。ここはみんなが見過ごしているんですけど、総務省はコソコソと……。こんなのは最後の段階まではなかったんです。それを最後の文章でコソッと入れてきたんです。えらいなあと思いますよ、僕は。

岡田 私はこの問題は要するに戦争のできる国家体制作りの

一環ではないかということを考えます。中央統制を強め、国家を戦前のようなファシズム体制に徐々にもっていく、そういう方向へ向けてこの改革が検討されていると思っています。非営利法人課税がやがて宗教法人にまで適用されますよ、ということとをちらつかせるだけで効果がでている。いい例が全日仏や日宗連で、自民党などと組んでいこうという姿勢をはつきり示している。課税を避けるために太いパイプがなければいけないというわけで、そちらににじり寄っている。この勢

いでは、国策奉仕まで自主的にやりかねない。宗教界をそういう方向に誘導をしていくという点に、この問題の基本的なところがあるんじゃないかと考えております。

松原 私は政治家と官僚は分けて考えた方がいいと思いますね。財務省としては自公連立の前、すでに一九八〇年代からこのプランをもっていた。団体が非営利だったら原則非課税だというのが気に入らない。二十年、三十年スパンでいかに課税するかを考えています。公明党・創

価学会があるから、そんな過激なことはできないだろうという見方もあるが、それはない。ただし政治家はまた別で、彼らはやはり自分のその時その時の政治的目的にこういう動きを利用していきたいわけです。

中村 私の所属している曹洞宗では今年に入ってから四、五回、公益法人の制度改革に関する勉強会を開いています。旧大藏省上がりて税制に非常に詳しい先生など代議士二人を招いて議論をやりました。彼らも「特に宗教の公益性なんてことを言い出すと、とんでもない泥沼に陥る」という認識なんです。国会議員には官僚の情報しか入ってこないの、ともすると官僚の言いなりになってしまふ、と言うんですね。だから、強く官僚と対峙できるだけの理論武装という意味で、宗教界側からいろんな情報や意見を出してほしいという話でした。

もう一点、包括法人としては「教団は大丈夫だろう」ではダメなんです。もし問題が具体化するようなら、当面、私どもの教団に所属している弱小法人にどのような形でアドバイスすればよ

いのかをかんがえなくてはならない。教団としては、少なくとも社会から公益性を失っている指弾を受けないように、被包括法人も含めて徹底してゆくべきだ、と考えています。

宮城 公益性の問題がまた提起されましたが、岡田先生の強調された、いまの日本政府がもっている方向性や、全日仏などの姿勢に対する危惧は私も同じように感じるんです。実際、全日仏の顧問弁護士が宗教法人の公益性条件というようなことを盛んに論じている。全日仏自体、自民党や民主党と朝食会をもつような団体ですから、どのよう政治権力にすり寄っていくかわからない。その中で、こういった考え方には非常に危険性を感じるんですよね。

田中滋 話を戻しますと、法人擬制説はまあ言ってみれば外堀で、公益性の有無の議論というものは内堀になると考えられます。もし外堀を埋められたら、今度はいろんな団体がうちは公益制がありますよ、と公益制のアピール合戦になる。政治的に公益制を認めてもらおうという裏の政治活動をする団体が出て

くる。そうすると、もうこれは完全に内堀も埋めつくされ、敗北は目に見えている。勝つところはあるかもわからないけど、岡田さんがいうような形のファシズム体制下でこそ元氣よく活動するところが勝者になっても困る。そういう外堀を埋めさせてはいけないと思うんです。

安井 かつて宗教法人法が改定された時、宗教界はほとんど改定を前提にして、それに対してどういう対策を取ったらいのかというところから出発したんですよ。しかし、今回の問題ではそれと同じアプローチをとってはならない、と私は思っています。ですから、この問題に対しては、(改革後の)対策ではなくて、それを認めるか、認めないかという論議を先ずやっていくべきです。

宗教というのはやはりどこかで舐められているわけですよ、官僚たちにはね。それを我々なんとしても克服しなければいけない。これは宗教法人法改定以来、ずっと思っていることなんです。

中村 それはおっしゃる通りなんです。原則論を崩して、

我々の主張が通らなかつたらこうしようとか、そういう議論じゃない。ただ、対峙する時には当然、官僚だっているんな手を使うわけですね。「坊さんたちはこんな悪いことしてるじゃないか」と、必ず世論誘導をしていきます。それに負けないようにしておく必要がある。

田中滋 人間はシンパシーをもたない者の言説に対しては、もともと理解を示そうとしない。確かに、政教分離に関する議論もそうなる恐れはありますね。

松原 戦略の話ですが、政治家とか行政と議論し、また市民の世論の力を作っていくためにはリーグをどう広げるかという事だと思えます。私もここへなぞ出て来たかという、宗教界の方々とお話しして、問題をどうとらえるかということをお互いにしっかり考えたいと思うからです。

もう一点。政府もこれは一枚岩じゃないですね。財務省と総務省と行革事務局と政治家はそれぞれ立場が違う。団体課税ということになれば、学校とかPTA、自治会なども全部入ってくる。問題の本質をきちっと分

析した上で、どことどういう連携がくめるか、私たちの方も本腰をいれて取り組んでゆく必要がある。

われわれの運動のスローガンをというなら、「一からやり直し」じゃないですか。一からやり直させる。これは可能だと思えます。

田中滋 今日は本当に長時間皆さんありがとうございました。





仁和寺音舞台





ZENBUZU
金・仏だより



◆悪徳商法に騙されるな!

本会顧問弁護士 長谷川正浩

先日、ある探偵事務所から都内のお寺へ手紙が一斉に届きました。

文面を読みますと「お寺の住職の身辺調査をしたところ不利益な結果が出た。これを依頼者に報告しないので50万円送金しなさい。」というものです。

また、訴状と答弁書用紙が、特定の御宗門のお寺に一斉に郵送されました。「出頭日及び、担当弁護士、裁判詳細については、必ず〇〇法律事務所迄、本状到着2日以内にご連絡して戴く様お願い申し上げます。」と書かれています。

訴状にはこのようなことは記入しませんし、訴状や答弁書用紙が法律事務所から送られてくることは、あり得ないことです。電話を掛けると振り込め詐欺まがいの被害にあってしまう方もおられると思います。

以上のような手口の商法は、明らかに人を騙す詐欺罪に該当しますので、心当たり、身に覚えのあるなしに拘らず、速やかに近くの弁護士とか警察署で相談すべきと思います。被害にあったときや会いそうになったときには、直ちに「法的手段をとる」ということが、自分だけでなく、社会から被害を根絶する第一歩だと思えます。

◆本会推薦国会議員との 仏教懇話会開催

10月27日、28日の両日、赤坂プリンスホテルを会場に、本会加盟団体の代表者と本会推薦の衆・参両院国会議員を招いて「仏教懇話会」を開催しました。本年の2月に懇談朝食会として行われましたが、菩提寺の住職と檀家という関係をより一層深める意味合いを込め「仏教懇話会」と名称を改めました。

両日、午前7時45分開会。27日は、里美達人理事長の挨拶に続いて、自由民主党を代表して青木幹雄参議院議員会長が挨拶を行いました。本会関係者24名、議員及び代理者57名が出席しました。28日は、里見理事長挨拶の後、民主党の仙谷由人衆議院議員が挨拶。本会関係者19名、議員及び代理者21名が出席しました。

両日の法話は、奈良康明駒澤大学総長が日常の仏教用語の意味と人とのふれあいについて語られました。議員各氏は国会審議ですり減った精神に穏やかな話が染み割ったようで柔らかな表情を浮かべていました。

【本会推薦議員】

小泉純一郎(内閣総理大臣)、安倍晋三(内閣官房長官)、与謝野馨(内閣府金融担当大臣)、中馬弘毅(内閣府行政改革担当)、額賀福志郎(防衛庁長官)、長勢甚遠(内閣官房副大臣)、谷垣禎一(財務大臣)、小坂憲次(文部科学大臣)、河本三郎(文部科学副大臣)、上川陽子(総務大臣政務官)、西田猛(財務大臣政務官)、西川京子(厚生労働大臣政務官)、金子恭之(農林水産大臣政務官)、石田真敏(国土交通大臣政務官)
(敬称略)



財団法人 全日本仏教会
世界仏教徒連盟(WFB)日本センター

〒105-0011

東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2F
電話03-3437-9275 FAX03-3437-3260

http://www.jbf.ne.jp

E-mail info@jbf.ne.jp

事業・活動報告

平成十七年一月一日〜平成十七年十二月二十三日迄

平成十七年度

- 一月十六日 震災孤児の為の『浜風の家』記念式典出席 於 芦屋市「浜風の家」
- 一月十七日 京都中央葬祭業協同組合新年総会出席 於 木乃ぶ
- 一月十九日 近畿宗教連盟会議出席 於 立正佼成会
- 一月二十四日 古都の森・観光文化協会実務者会議出席 於 清水寺
- 一月二十六日 全日本仏教会役員会出席 於 赤坂プリンスホテル
- 一月二十七日 盛岡市17年度墨蹟展打ち合わせ会 於 盛岡市
- * 一月二十八日 『京佛』新年号公報発送 於 仏教会事務所
- * 二月九日 近畿宗教連盟会議出席 於 立正佼成会
- 二月十日 全仏婦人連盟主催修正会参列 於 東京プリンスホテル
- 二月十一日 文化遺産を未来につなぐ有識者会議理事會出席 於 清水寺
- 二月十四日 沖繩・福祉施設への寄付金贈呈 於 沖繩県那覇市
- * 二月十六日 近畿宗教連盟主催地球温暖化防止パレード参加 於 河原町カトリック教会
- 二月十九日 文化庁・伊藤延男氏文化功労賞受賞祝賀会出席 於 浅草ビューホテル
- 二月二十八日 京都パリ姉妹都市提携50周年企画会議出席 於 相国寺承天閣美術館
- 三月十日 東寺晋山式列席 於 教王護国寺・東寺
- 三月十日 日本宗教連盟「宗教と税制シンポジウム」出席 於 東京・セレニティホール
- 三月十一日 花灯路開会式出席 於 東山
- * 三月十三日 「大覚寺に想いを寄せて」対談企画開催 於 大覚寺
- * 三月十六日 仁和寺音舞台打合わせ会議出席 於 仁和寺
- * 三月二十二日 春季焼骨灰供養法要開催 於 相国寺
- 三月二十四日 国際宗教学会開会式典出席 於 相国寺
- 三月二十六日 祇園白川桜フライトアップ開会式出席 於 祇園白川
- 三月二十八日 関西宗教者の会会議出席 於 洛陽教会
- 四月八日 洛陽三十三所観音巡礼法要列席 於 清水寺
- * 四月八日 おしゃかさまを讀える夕べ開催 於 京都全日空ホテル
- * 四月十七日 千本えんま堂開眼法要列席 於 引接寺
- 四月十九日 京都府宗教連盟会議出席 於 立正佼成会
- * 四月二十六日 こどもはなまつり開催 於 相国寺
- * 四月二十七日 幼稚園教会はなまつり 於 京都公会館
- 四月三十日 東本願寺東山浄苑法要列席 於 東山浄苑
- 五月四日 永観堂晋山式列席 於 永観堂
- 五月十三日 社会を明るくする運動会議 於 平安会館
- 五月二十四日 全日本仏教会会議出席 於 赤坂プリンスホテル
- 五月二十六日 清水寺法要列席 於 清水寺
- 六月一日 寂光院落慶法要列席 於 寂光院
- * 六月十二日 宗教と政治検討委員会開催 於 全日空ホテル
- * 六月十三日 第76回理事會開催 於 京都仏教会議室
- 六月十八日 古都の森・観光文化協会総会出席 於 京都府神社庁
- * 六月二十二日 理事評議員合同役員会開催 於 京都プライントホテル
- 六月二十三日 京都府宗教連盟会議出席 於 下鴨神社
- 六月二十五日 知床法要列席 於 知床
- * 六月二十七日 観動僧会議開催 於 清水寺
- * 七月十一日 仁和寺音舞台記者発表 於 南禅寺順正
- * 七月十五日 葬祭業共同組合総会出席 於 毎日放送本社
- * 七月十九日 近畿宗教連盟理事會出席 於 立正佼成会
- 八月五日 『京佛』夏季号公報発送 於 仏教会事務所
- * 八月十六日 孟蘭盆会採燈大護摩法要 於 清水寺南苑
- * 八月二十二日 宗教と政治検討委員会 於 京都プライントホテル
- 八月二十四日 新京都市観光振興推進計画策定委員会出席 於 池坊学園
- 八月三十日 全日本仏教会評議員会出席 於 リーガロイヤルホテル
- 八月三十日 京都観光宣伝協議会総会出席 於 ウェスティン都ホテル
- 八月三十一日 新京都市観光振興推進計画策定委員会出席 於 京都府旅館会館
- * 九月十日 仁和寺音舞台開催 於 仁和寺
- 九月十四日 宗教法人関係者人権問題研究会開催 於 ハートピア京都
- 九月十六日 京都市深草墓園秋季慰霊式典出席 於 深草墓園
- 九月二十日 『さもの似合うち・京都』推進会議出席 於 平安会館
- 九月二十日 東寺大日堂障壁画完成記念祝賀会出席 於 総本山東寺
- 九月二十七日 新京都市観光振興推進計画策定委員会出席 於 石清水八幡宮
- 九月二十七日 秋季彼岸焼骨灰供養法要参列 於 永観堂釋林寺
- * 九月二十八日 青蓮院本尊御開帳法要 於 青蓮院
- * 十月九日 盛岡大墨蹟展オープニング 於 中三盛岡店
- 十月二十一日 相国寺開山忌参列 於 相国寺
- 十月二十四日 特別展「修羅と菩薩のあいだで―もうひとりの人間像」開会式出席 於 相国寺
- 十月三十日 極真空手マスターズ大会出席 於 京都市美術館
- 十一月八日 近畿宗教連盟大阪総会出席 於 京都市武徳殿
- 十一月十日 清和会 於 ホテル日航大阪
- 十一月十六日 全日本仏教会会議滋賀大会 於 プライントホテル
- 十一月十七日 全日本尼僧法団設立五十五周年記念式典出席 於 大津プリンスホテル
- 十一月二十一日 (社会福祉法人) 同和園・式番館落成法要列席 於 ホテルグランピア京都
- * 十一月二十六日 故清龍智弘師七回忌法要 於 同和園
- 十二月四日 文化遺産を未来につなぐ森つくりシンポジウム出席 於 清水寺
- * 十二月六日 成道会・永年勤続表彰式開催 於 キャンパスプラザ京都
- * 十二月九日 京都嵐山花灯路開会式出席 於 泉涌寺
- * 十二月十二日 参動僧会議 於 嵐山中之島公園
- * 十二月十九日 盛岡市・福祉施設への寄付金贈呈 於 南禅寺順正
- * 十二月二十二日 理事報告会 於 盛岡市
- * 十二月二十三日 宗教と政治検討委員会 於 越路

*は当会主催の行事・会合

● 仏教会報告 ●

諸 会 議

◆ 仁和寺音舞台記者発表

〔七月十五日〕

本年度で第十八回を数える、主催京都仏教会・毎日放送、提供日本航空の「音舞台」記者発表が毎日放送本社にて行われた。

開催は九月十日、仁和寺にて、主要アーティストは、シセル（ノルウェー・ボーカル）、ロランド・ヴィラゾン（メキシコ・テノール）、金徳洙（韓国伝統音楽）、金利恵（韓国舞踊）、押尾コータロー（アコースティック・ギター）など、なお録画放映は毎日放送（MBS・TBS系）十月二日と発表。

挨拶に立った有馬頼底理事長は「優美な国宝金堂が今回初めて音舞台の中心となり、真言の宇宙観が広がります。『千里同風』という言葉は、どんなに距離が離れていてもそこには同じ風が吹いているという仏法を風に喩え



た言葉ですが、これを音楽に例えれば、音舞台のすばらしさは時間も空間も超え多くの人々の心に響くことでしょう。」と語った。

◆ 近畿宗教連盟常任理事会

〔八月五日〕

近畿の各宗教団体で組織されている近畿宗教連盟はこの日、立正佼成会京都普門館において常任理事会が開催され以下の事項を審議決議した。

議題

- ・平成十六年度の会計及び事業の報告について。
- ・平成十七年度の事業計画及び予算について。
- ・総会開催について。
- ・規約改正について。

報告事項

- ・府県宗教連盟からの活動報告。
- ・役員名簿の確認。

近畿宗教連盟大阪総会は十一月八日に決定。当会からは荒木元悦常務理事が出席。

◆ 宗教と政治検討委員会

〔八月二十二日〕

この日、京都仏教会の専門委員会である「宗教と政治検討委員会」が京都プライトンホテルで開催された。

● 仏教会報告 ●

この委員会は、宗教法人法改正問題、公益法人制度改革問題などをテーマに国家と宗教について研究活動を行う委員会。

今回は洗建駒沢大学教授（宗教学）、中治大阪府立大学教授（税法）、田中滋龍谷大学教授（社会学）、松原明NPO法人シーズ事務局長、廣橋隆新宗教新聞編集長、平田哲アジアポランテイヤセンター代表、中村見自鳥取県中部仏教会・曹洞宗宗議会議員、岡田弘隆弁護士・真言宗豊山派泉福寺住職及び当会の宮城泰年常務理事、安井攸爾理事、長澤香静事務局長らが出席し、NPO法人を中心に宗教法人との関係をテーマとして公益法人制度改革の問題点について議論検討された。



◆ 全日本仏教会評議員会

〔八月三十日〕

全日本仏教会評議員会が京都リーガロイヤルホテルにて開催された以下の議案及び協議事項が協議され了承された。

議案

1、改革推進委員会答申に基づく、寄付行為変更（案）について承認を求める件。

協議事項

1、改革推進委員会答申に基づく、事務総局規定（案）について意見を求める件。

2、改革推進委員会答申に基づく、委員会規定（案）について意見を求める件。

3、財団創立五十周年記念事業基本計画（案）について意見を求める件。

4、財団創立五十周年記念事業収支計画（案）について意見を求める件。

5、財団創立五十周年記念事業実行委員会規定（案）について意見を求める件。

6、宗教教育の推進について。

報告事項

・第四十四回衆議院議員選挙の対応について。

・第三十九回全日本仏教徒会議滋賀大会について。

当会からは長澤香静事務局長が出席した。

● 仏教会報告 ●

◆ 宗教法人関係者人権問題研修会

〔九月十四日〕

京都府と京都府宗教連盟共催による平成十七年度宗教法人関係者人権問題研修会（南部地域）が京都府立総合社会福祉会館ハートピア京都にて開催された。

吉田栄治郎氏（奈良県立同和問題関係史料センター所長）が「文化と人権」―歴史の中の人権―をテーマに講演した。

引き続き、日常の生活の中でみられるいくつかの事例を紹介して、思いこみや偏見がどうして形成されていくのか、どうすればそれをなくせるのかをテーマにした啓発映画『心のメガネ曇っていませんか？』が上映され、宗教関係者や檀信徒ら二百名を超える多数の参加者は熱心に聞き入った。



◆ 「きもの似合うまち・京都」推進会議

〔九月二十日〕

この日、「きもの似合うまち・京都」推進会議が平安

会館にて開催された。

当推進会議は「きもの似合うまち・京都」のイメージの定着と「きもの着用の機会づくり」を目的として、和装業界、行政、観光団体等が連携し、府民の間に浸透しつつある「京都きものパスポート」の発行をはじめとする事業の展開を推進する為の会議。

平成十七年度推進事業として十月一日より十二月十八日までの間、「京都きものパスポート」の発行、「きものパスポートスペシャルウィーク」、「きもので気楽におこしやす」、「きもの着くずれレスキューネット」、及び各種連携イベントが市内各地施設で実施された。協力団体として当会から長澤香静事務局長が出席した。

◆ 新京都市観光振興推進計画策定委員会

〔九月二十日〕

この日、第二回新京都市観光振興推進計画策定委員会が東映太秦映画村にて開催された。

京都市では、平成二十二年を目標年次とする新たな観光振興推進計画の策定に京都府、京都商工会議所、(社)京都府観光連盟、(社)京都市観光協会と一体となり、学識経験者や観光関連団体など各界の代表、市民公募委員等から成る「新京都市観光振興推進計画策定委員会」を設置。



● 仏 教 会 報 告 ●

今回はその第二回目の委員会で、「5000万人部会」「受入環境部会」「外客部会」の三部会に分かれ意見の取りまじめに向けての作業部会が開催された。

当会からは長澤香静事務局長が委員として出席。

◆ 近畿宗教連盟大阪総会

〔十一月八日〕

近畿の各宗教団体で組織されている近畿宗教連盟はこの日、ホテル日航大阪において総会を行なった。

世界平和が一日も早く到来することを願い、併せて世界テロによる犠牲者の冥福を祈り黙祷が捧げられ開会となった。

平成十六年度事業報告及び会計報告・平成十七年度事業計画及び予算案などが審議された。役員選出議案として近畿宗教連盟の理事長を京都府宗教連盟の委員長が兼務する、との第六条規定が民主的でないとの声があり常任理事会にて慎重に検討審議した結果、京都府宗教連盟側に格別の異存がなければ現行規約のままが良いとの結論に達し、満場一致で「規約改定はしない」と議決された旨の経過報告された。前記報告を受けて十七年度役員は前年度役員が引き続き就任する旨発表された。

総会後は「宗教と政治 PART IV」―自民大勝と宗教界のあり方を問う―と題し、総合司会を増田貞真師（大阪府仏教会会長、大阪府宗教連盟理事長）、パネリストには平野貞夫氏（元参議院議員）、川崎泰資氏（稲山女学園大学客員教授）、辻恵氏（前衆議院議員、弁護士）ら

によるシンポジウムが開催された。

◆ 文化遺産を未来につなぐ森づくりシンポジウム

〔十二月四日〕

この日、「文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議」主催による『文化遺産を未来につなぐ森づくり祈りの場と心をつなぐ森づくり』シンポジウムがキャンパスプラザ京都で開催された。

この会は、日本の文化財を守る為にはどのような方法を創造すれば良いのか、そして文化遺産を未来につなぐ森づくりはどのように取り組んでゆけばよいのか、寺社関係者をはじめとする今日木造文化財を守っている人々、木造

建築の匠、森林所有者、森林行政に関わる人々、日本の木造文化財と森林を守ろうとする人々、様々な立場の人々の知恵を結集した有識者の会議。

今回のシンポジウムは、世界に誇るわが国の文化が豊かな森林資源を基として存在していることをアピールしたいと願い企画、今回は第二回目。

速水亨氏（速水林業代表）による「アラスカ原生林におけるカナダ検過剰伐採の現状」報告。





たり「場としての森林を見つめたい」信仰空間としての森を語る」をテーマにパネルディスカッション。

又「日本文化と森林の歴史」と題し、日本文化と森林の歴史をひもとくことで私たちの未来が見えてくることを期待して内山節氏（哲学者、立教大学教授）、窪寺茂氏（奈良文化財研究所文化遺産研究部建造物研究室長）、山縣光晶氏（林道安全協会専務理事）による鼎談が行われた。

当会からは大西真興理事がパネラーとして列席、荒木元悦常務理事が出席し開会の挨拶を行った。

◆参勤僧会議

〔十二月十二日〕

現在、参勤従事の各宗派僧侶も充実し、斎場の勤行に日々精励いただいている。この日は日常の参勤体制のあり方について話し合わせ、新たな年度を迎え全員新しい法衣が新調されることになった、その後南禅寺順正で懇親会が行われた。

◆宗教と政治検討委員会

〔十二月二十三日〕

宗教と政治検討委員会が田中滋龍谷大学教授、田中治大阪府立大学教授、川瀬貴也京都府立大学文学部講師、大谷栄一南山宗教文化研究所、安井攸爾理事、佐分宗順評議員、横江桃国評議員、長澤香静事務局長らが出席し京都全日空ホテルにおいて開催された。

この日は駒沢大学洗建教授ご退任を記念して、洗先生を中心とした京都仏教会発行『国家と宗教』（仮）について議論された。

なお、この研究本は理事会の承認を経て、再来年度刊行する予定である。

● 仏教会報告 ●

行 事

◆ 盂蘭盆会採燈大護摩供法要

「八月十六日」

本年度第十七回を迎えた恒例の盂蘭盆会採燈大護摩供は、清水寺「南苑」に於いて清水寺門前会の協力のもと厳修された。

この行事を幾重にも取り囲むようにして多数の参拝者が見守る中、聖護院門跡宗務総長・宮城泰年師を導師に総勢三十名の修験者が出仕し、当会の安井攸爾理事をはじめ役員が随喜した。

本年も福祉施設で作成された護摩木約



二万本に皆様のお願ひ事が書かれ、お盆送り火のこの日に供養された。

願ひを書いた護摩木を自らの手で火中に投じた参拝者らは熱心に手を合わせていた。その列は次から次へと切れることなく続いた。

◆ 仁和寺音舞台

「九月十日」

本年度十八回を迎える「音舞台」は当会及び毎日放送主催、日本航空のご協力によりシリーズ化され、古都における文化的価値のある催しとして広く知られるところとなっている。

今回は、平成六年に世界文化遺産に登録された真言宗御室派の総本山仁和寺にて開催された。

仁和寺の広大な境内は、江戸時代初期に再興された伽藍配置のまま現在に伝えられ、金堂は国宝に、二王門、五重塔、御影堂等、多くの建造物が重要文化財に指定されている。

出演は世界的ヒットとなった映画《タイタニック》のサントラでヴォーカル曲を担当したシセル（ノルウェー ボーカル）をはじめ、もともとフランシスコ会修道士への道を歩むべく修行を積んでいたが大観客を前にへ人知れぬ涙を歌ったことがきっかけで先輩修道士から「神父ではなく歌手になれ」と諭され心を固めたのだというロランド・ヴィラゾン（メキシコ テノール）や金徳洙（韓国伝統音楽）、金利恵（韓国舞踊）、押尾コータロー（アコースティック・ギター）、そして仁和寺一山僧侶による真言声明など、鮮やかにライ

● 仏教会報告 ●

トアップされた「仁和寺」で世界トップクラスのパフォーマンズが披露され、「東洋と西洋の出会い」が美しく繰り上げられた幻想的な芸術空間となった。

◆ 京都市深草墓園秋季慰霊式典

〔九月十六日〕

今回は真言宗大覚寺派大本山大覚寺御一山の御奉仕のもと伏見深草墓園に於いて秋季慰霊式典が厳かに執り行われた。

榎本頼兼京都市長、佐伯幸雄京都府宗教連盟委員長及び役員らが出席し、代表焼香の後、約千人の遺族が次々と焼香し故人の冥福を祈った。



なお京都市深草墓園は「市民のお墓」として昭和三十三年七月に開設され、永年納骨と短期納骨の取扱いとして市民の利用に供しており、現在では約八千体の御霊が宗教宗派の別なく合祀されている。

◆ 東寺大日堂障壁画完成記念祝賀会

〔九月二十日〕

東寺・大日堂では日本画家浜田泰介氏による障壁画が完成しこの日、完成披露と祝賀会が行われた。

大日堂は御影堂（大師堂）の対面に建つ御堂で、平成十二年に大改修が行われた。

この壁画「蓮の輪廻」は極楽浄土を象徴する蓮の一生を十八面の障壁画に表現、外陣の十面には初夏の芽吹きから開花、満開そして冬には静かに枯れゆく蓮の一年が描かれ、内陣の八面には大日如来の光に照らされ宙に舞う蓮の花びらなどが描かれている。

制作に当たった浜田泰介氏は、京都で日本画を学び米国で油彩や抽象画を経たのち再び日本画に戻った特異な経歴を持つ画壇の一人で「平成の襖絵師」と呼ばれ、大覚寺や醍醐寺、東寺の観智院など京都の古刹に相次いで襖絵や障壁画を奉納している。



当会から祝賀会に出席

● 仏教会報告 ●

した有馬頼底理事長は「神社仏閣には美術館の役割もある。古い美術品ばかりが尊いのではない。新たな寺宝としてみんなで大切に残そう。」と祝辞を述べた。

◆ 石清水八幡宮放生会

〔九月二十五日〕

石清水八幡宮では明治維新以来百三十七年ぶりに神仏協同の放生会が再興され、今回で二回目。

まずは頓宮境内にて田中恆清宮司齊主のもと石清水八幡宮神職による神事から始まり、渡邊恵進天台座主導師のもと延暦寺僧職による仏事法要、清水寺青龍会が奉修された。

引き続き一ノ鳥居を経て安居橋までの御練り、放生川畔にて仏式による放生会が厳修された。

この行事は京都仏教会、京都府神社庁、古都の森・観光文化協会、歴史街道推進協議会



をはじめ地元各団体など多くの奉賛を得ての再興となった行事。当日は大勢の参拝者で賑わい、当会からは森孝忍評議員らが参列した。

◆ 秋季彼岸焼骨灰供養法要

〔九月二十七日〕

秋彼岸、浄土宗西山禅林寺派本山・永観堂禅林寺本堂において京都仏教会、京都中央葬祭業協同組合共催による恒例の供養法要が、管長小木曾善龍院下導師のもと山内ご出仕により厳修された。

初秋の爽やかな日差しの中約二千人もの参拝者を迎え、御堂に溢れるほどの列は庭まで長く続き、この半年間にお亡くなりになられた故人をしのぶ焼香の列は後を絶たなかった。



● 仏教会報告 ●

◆ 青蓮院御本尊開闢法要

〔九月二十八日〕

この日、青蓮院御本尊熾盛光如来開帳開闢法要が青蓮院門跡東伏見慈晃門導師のもと天台声明が流れるなか厳かに執り行われ、千宗室家元が濃茶一碗を謹点、熾盛光如来像に捧げられた。

皇室とゆかりの深い天台宗の門跡寺院である青蓮院の御本尊熾盛光如来は、国家鎮護、皇室の安泰、天変地異や疫病の鎮静などを祈願する秘仏で、仏頂尊を現す「ボロン」の梵字が記され、十六体の菩薩・四大明王が描かれている種子曼荼羅。

当会からは有馬頼底理事長ほか理事・評議員らが出席。創建以来初めての開帳となった本尊に約五百人もの参列者らは次々に手を合わせた。

この御開帳は十二月二十八日までの三ヶ月間にわたって一般公開された。



◆ 盛岡大墨蹟展オープニング

〔十月九日〕

当会主催・大墨蹟全国巡回展、第十四回目は岩手県盛岡市にて開催された。福祉と文化交流を趣旨として毎年開催されるこの展覧会は回を重ねることに内容が充実し地元との交流が益々深まっている。

今回は盛岡市・盛岡市社会福祉協議会・盛岡商工会議所・(財)盛岡観光コンベンション協会・盛岡市肴町商店街振興組合・岩手日報社・盛岡タイムス社・NHK盛岡放送局・IBC岩手放送・テレビ岩手・めんこいテレビ・岩手朝日テレビ・エフエム岩手・ラヂオもりおか、など多数の協力・後援をいただいた。

会場となった中三盛岡店五階ギャラリーサロンには百名を超える来館者であふれ、有馬頼底理事長、宮城泰年常務理事、坂根孝慈評議員らによるテーブルトークが行われた。

当会有馬頼底理事長は「墨蹟の名句・名文にはそれぞれ深い意味がある、盛岡の皆さん



● 仏 教 会 報 告 ●

◆ 特別展「修羅と菩薩のあいだで

—もうひとりの人間像」開会式

〔十月二十四日〕

近代現代の画家たちによって描かれた神仏世界や異形の絵画を一同に集めた、特別展「修羅と菩薩のあいだで—もうひとりの人間像」が京都市・京都新聞社主催、京都仏教会・真言宗仏教青年会特別協力、(財)平安建都1200年記念協会・NHK京都放送局・KBS京都・毎



にそれを感じ取って頂きたい。ここでの収益の一部は盛岡市の福祉の為に寄付する所存です。」と述べた。

十月二十二

日までの期間中たたくさんの方々が会場を訪れ、大墨蹟展は無事終了した。



日放送後援で京都岡崎の京都市美術館で開催された。

仏師によって描かれた仏画とは違った、時代の人々の心のありどころ、心の葛藤、心の救済、心のもがきと云った心の内面をモチーフにして描かれた画家の作品に焦点をあてて「もうひとりの人間像」をみつめようとする特別企画展。一般公開に先立って二十四日、開会式が行われ、真言宗仏教青年会僧侶の声明や散華のなか、泉涌寺塔頭即成院の二十五菩薩のお練りに続いて、テープカット、当会からは有馬頼底理事長、長澤香静事務局長らが出席した。

約三百人もの出席者らは九十六点にも及ぶ絵画作品を熱心に見入った。

◆ 極真空手マスターズ大会

〔十月三十日〕

全国より35歳以上の選手を招待してオーブントーナメント第九回全日本マスターズ空手道選手権大会が京都市武徳殿にて開催され

● 仏教報告 ●

た。中高年層の体力的・精神的な充実や向上を図るとともに、その後ろ姿を見る事による、青少年・少女たちに対する教育を趣旨としている当大会の大会会長として有馬頼底理事長は毎回優勝者および敢闘者に表彰状と色紙の授与を行っている。



◆ 全日本仏教徒会議滋賀大会

〔十一月十六日〕

第39回全日本仏教徒会議滋賀大会が十六・十七日の二日にわたり全日本仏教会・滋賀県仏教会の主催で大津プリンスホテル、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールにて開催された。

『出会い縁を生き、伝えるわれら』を大会テーマに掲

げ、大会宣言「慈悲と共生の心を地球と子孫に伝える」が採択された。

討論会は「仏教に見る個と社会」地域社会の再生は、仏教界の活性化につながるか？」「NEXT50」未来を見据えたこれからの全一仏教の軌跡をえがく、分科会として「いのち 取り巻く環境」琵琶湖の生態系を通じて子孫に残す環境を考える」「仏教徒による国際貢献」いま、求められるNPO活動と国際交流」「仏教にみる男女社会参画について」男女が共に助け合う社会のあり方を模索する。「現代の政治を考える」公益法人制度改革と宗教法人への影響」など今仏教界が抱える諸問題について提議、議論された。

当会からは宮城泰年常務理事、田中治大阪府立大学教授らが第四分科会の「現代の政治を考える」にパネリストとして参画、公益法人制度改革と宗教法人への影響、宗教法人の公益性、原則非課税と免税の問題点などについて熱心な議論が交わされた。

二日目にはタレント西川きよし氏（元参議院議員）が「福祉は我が家から」と題し記念講演を行った。

両日とも二千名を超える仏教徒が一堂に集まり盛大な大会となった。



◆ 全日本尼僧法団

設立五十五周年記念式典

〔十一月十七日〕

この日、全日本尼僧法団設立五十五周年記念式典がホテルグランピア京都にて行われた。

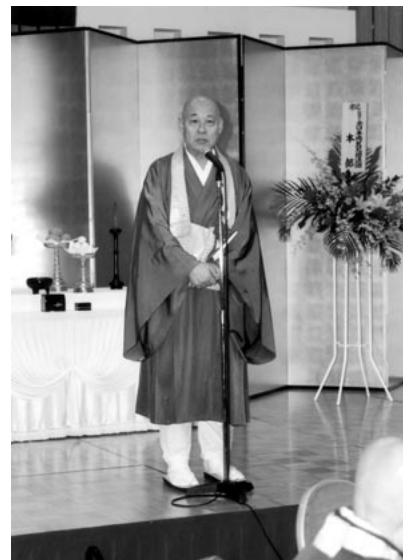


当法団は全国の各宗の尼僧が手をつなぎ合い、宗旨宗

派を越えて共に社会教化や社会福祉の場
に社会教化や
で貢献しよう
と昭和二十六
年に結成さ
れ、今年で五
十五年目。

鷹司誓玉総
裁導師のもと
五十五周年法
要、続いて団
員等物故者追
善法要が営ま
れた。

祝賀会では
有馬頼底理事
長が祝辞、



「世界中の国が憲法九条を採用する時が、世界平和をもたらし。」と挨拶した。

午後からは、『もったいない』と題して清水寺

森清範貫主が講演を行ない、「勿体無―体を無くすこと勿れ、体の中には生きている命がある、命の尊さ、命の尊厳、私はこれが仏教の結論ではないかと思う。」と語った。

当会からは有馬頼底理事長、梶妙壽評議員、田中惠厚評議員、戸田妙昭評議員、長澤香静事務局長らが出席した。

◆ 故清瀧智弘師七回忌法要

〔十一月二十六日〕

この日、故清瀧智弘師の七回忌法要が理事長有馬頼底殿下御導師のもと京都仏教会関係僧侶らの職衆により清水寺大講堂円通殿にて厳修された。

平成十一年十一月に遷化された故清瀧智弘師は京都仏教会常務理事として長年に渡り京都仏教会をリードし、当会発展のために多大なる尽力をされた。

法要後、
故人の業
績と遺徳
を偲び京
都仏教会
関係者ら
大勢が集
まり大講
堂洗心堂
にてお斎
がふるま
われた。



◆京都嵐山花灯路開会式

〔十二月九日〕

『京都・嵐山花灯路―2005』開会式典が嵐山中之島公園特設ステージで開催された。

開会式典では榊本頼兼京都市長が「日本人の心のふるさと京都・嵐山に新しい観光名所が出来上がりました。京都のすばらしさを日本・世界に発信したい。」と開会宣

言。続いて京都商工会議所道端進副会頭、京都仏教会荒木元悦常務理事らが加わりくす玉の紐が引かれた。

続いて嵯峨大念佛狂言保存会による『土蜘蛛』が披露された。

この「嵐山花灯路」は京都の活性化と観光振興に寄与するため二十一世紀の新たな風物詩としての「京都・花灯路」をと、京都市、京都商工会議所、平安建都1200年記念協会、京都仏教会などが企画して花灯路推進協議会を結成、すでに定評となった「東山花灯路」に続く事業。



初冬の嵐山をはじめ嵯峨一帯の竹林などをライトアップ、自然や水辺、歴史的文化遺産などの景観を生かした幻想的な空間を演出。会場エリアでは各種イベントが開催され、大覚寺、二尊院、常寂光寺、天龍寺、宝厳院、法輪寺などではこの間特別拝観を行った。開催期間は十二月十八日までの十日間、午後五時から午後八時三十分の間点灯された。

◆成道会・永年勤続表彰式

〔十二月六日〕

お釈迦さまのお悟りになられた遺徳を偲び、当会主催による成道会が総本山泉涌寺に於いて厳修された。

泉涌寺川村俊朝長老導師のもと御一山僧侶の出仕で舍利殿にて法要が営まれ、続いて永年勤続五十年住職表彰の知事表彰、三十年会長表彰が行われ、京都府と有馬理事長よりそれぞれに賞状と記念品が授与された。

京都府知事の祝辞として「五十年前と云えば戦後の混乱期からようやく繁栄の方向に歩み出し高度な発展を遂げました。一方で慈しみ思いやる心や感謝の気持ちの大切さを時として見失いつつある中、今改めて人の心、平和の尊さ、自然の大切さを説いてこられた受賞者の役割は誠に大きく感謝いたします。」と京都府知事代理として竹内賢樹出納長が祝辞を述べられた。



表彰式の後、本坊客殿にて祝宴が営

まれ、表彰者を代表し、三十年表彰の蓮正寺住職福山恵慎師から「日本だけが平和でもだめ、世界が平和でないといけないのだと痛感、布教を続けて三十年、今後も命ある限り努めて行きたい。」と感謝の挨拶をされた。

尚、表彰を受けられた方々は次のとおり。

| | | | |
|-------------------|-----|-------|-----------|
| 永年勤続住職知事表彰者 (五十年) | 長福寺 | 中川秀月師 | 真言宗泉涌寺派 |
| 永年勤続住職会長表彰者 (三十年) | 玉龍院 | 坂根孝慈師 | 臨濟宗相国寺派 |
| | 福田寺 | 根来宣明師 | 浄土宗西山禅林寺派 |
| | 宝嚴寺 | 小野泰昭師 | 浄土宗 |
| | 実相寺 | 酒井雅仁師 | 日蓮宗 |
| | 西禅寺 | 畠中健友師 | 臨濟宗妙心寺派 |
| | 醍醐寺 | 廣瀬祖津師 | 臨濟宗南禅寺派 |
| | 観音寺 | 瀬川宗隆師 | 臨濟宗南禅寺派 |
| | 蓮正寺 | 福山恵慎師 | 浄土真宗本願寺派 |
| | 宝善院 | 秦 旭光師 | 黄檗宗 |
| | 龍興院 | 北 善應師 | 黄檗宗 |
| | 慈福院 | 村瀬修二師 | 黄檗宗 |
| | 行願寺 | 中島光海師 | 天台宗 |
| | 梅瑞庵 | 三谷順弘師 | 曹洞宗 |
| | 常光寺 | 河口春暉師 | 曹洞宗 |
| | 法然寺 | 垣見岳秀師 | 西山浄土宗 |

〈表紙解説〉

大福光寺は、真言宗御室派の末寺である。延暦年中の創建で（鞍馬寺の中興法印、釈 法延が建立）毘沙門天守護のために建てられた寺である。その場所は、現在の地より北方の空山（深山ともいう）という山の中腹で、屋敷跡には今も礎石が残っている。その空山の麓を下山と名づけ、下の谷を鞍馬谷といって、現在も下山小字鞍馬谷という小字がそのまま残っている。一時は密教流布の根本道場として栄えたようであるがなにぶんにも山上のこともあり次第に衰退したようである。その後、元享年中に足利尊氏が丹波路にやってきて、この毘沙門天を信仰し、戦勝の暁には立派に修復建立せんと願をかけたのである。足利尊氏は幾多の戦いに勝利を得て、正中2年に始めて毘沙門堂、大福光寺等を山下の下山の地に移すことを企て、嘉歴2年に現在の地に移し建てたのである。本堂は、俗に毘沙門堂ともいい、鎌倉時代の建築であり方五間単層入母屋造松皮葺で、明治37年特別保護建造物に指定され、その後昭和4年国宝となり、昭和25年より重要文化財となっている。棟木には、嘉歴2年10月23日上棟と記されていて、建築様式からみても鎌倉の建築の特徴を現わしており、中でも菱欄間、格子戸は有名である。内陣と外陣にわかれ、内陣は土間になっており礎盤があり、天井には色彩が施された形跡が残っており、外陣の後方を廻われないのが大きな特徴で日本においても数少ないということである。多宝塔は、方三間二層松皮葺で、明治37年特別保護建造物、昭和4年国宝、昭和25年より重要文化財の指定を受けている。初建については明瞭ではないが、鎌倉から室町の様式を取り入れているものである。外側にはかえる股12枚がはめこまれていて、内4枚は江戸時代（貞享元年と記されている）に補足したものである。相輪は露盤名によれば宝暦8年に改造されたものである天正年間の兵火にあつて、本堂、多宝塔を残してごとく焼失した。元和5年園部藩主の入園によって修理、営繕など同藩主の支弁せられるところとなる。

（大福光寺参観資料より抜粋）

